

第十回国会 文部委員会 議 録 第九号

昭和二十六年三月十三日(火曜日)
午前十一時五分開議

出席委員

委員長 長野 長廣君
理事 岡延右門君 理事 佐藤 重遠君
理事 若林 義孝君 理事 小林 信一君
柏原 義則君 甲木 保君
坂田 道太君 高木 章君
東井三代次君 飛鳥 繁君
圓谷 光衛君 篠森 順造君
渡部 義通君 津口 鉄男君

出席政府委員

文部政務次官 水谷 昇君
文部事務官大 相良 惟一君
臣官房會計課 長事務代理 辻田 力君
文部事務官(初等 中等教育局長) 關口 隆克君
文部事務官(調 査普及局長) 專門員 石井 易君
委員外の出席者 專門員 横田重左衛君

三月十三日

昭和二十六年年度に入学する児童に對する教科用圖書の給与に關する法律案(内閣提出第九八号)
文化功勞者年金法案(内閣提出第九九号)(予)

同月十二日

指導教諭設置に關する請願(東井三代次君紹介)(第一一七四号)
職業教育法制定に關する請願外二十件(井出太郎君紹介)(第一一七五号)
同外十三件(小川平二君紹介)(第一

第一類第七号 文部委員会議録第九号 昭和二十六年三月十三日

(一一九号)

育英資金運當に關する請願(庄司一郎君紹介)(第一一七六号)
産業教育法案中に家庭科加入に關する請願(若林義孝君紹介)(第一二〇一号)
学校教育法等の一部改正に關する請願(長野長廣君紹介)(第一二一八号)
國民プール建設用地決定に關する請願(野村孝太郎君紹介)(第一二二〇号)

國章制定に關する請願(堤ツルヨ君紹介)(第一二七八号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件
教科書の發行に關する臨時措置法の一部を改正する法律案(佐藤重遠君外十四名提出、衆法第四号)
国立學校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)

昭和二十六年年度に入学する児童に對する教科用圖書の給与に關する法律案(内閣提出第九八号)
文化功勞者年金法案(内閣提出第九九号)(予)

○長野委員長 これより會議を開きます。
教科書の發行に關する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。前會に引続き質疑を繼續いたします。

します。

第一に、大出版社による教科書の出版の獨占的な傾向です。これは中小教科書出版社にとつて、非常に困難を來さしめておるのでありますが、中小出版社に對して、何か融資をするかどうかというようなことは考えられておりません。

○委員長退席、岡(延)委員長代理着席
○關口政府委員 現在教科書出版をやっております会社の数は、七十前後でございまして、その中に大きいと言われているもの、小さいと言われているものがあるわけでありますけれども、しかし教科書だけを出版している会社と、ほかいろいろの仕事をあつて、教科書も扱つておるといふ会社と両方ございまして、必ずしも大中小ということとを、一概に言うことはちよつとむづかしいかと存じます。なお資金の融資の問題につきましては、大蔵省銀行局及び日銀のあつせんをお願いしまして、各社に對して市中銀行から融資をしてもらうようにお願いをしたところが、最近大体各社の御希望の七、八割ぐらゐの融資はできたように聞いております。それから中小企業関係でございしますが、その点については、格別大きい小さいの區別なく行われているように承知しております。

○渡部委員 教科書のほかにいろいろものを出版する、教科書は片手間であるというふうな社が事実上あるわけですが、これは資金関係が十分に行かないので、教科書のように一時に莫大な資金を要するような仕事の場合には、中小出版社は事実上不可能なもので、従つて融資が十分に行われないことになりまして、教科書の出版が大きな出版社に集中される傾向があつて、この獨占ということが、いい教科書をつくる上に、いろいろの障害をなしておるのであるから、この点は、中小出版社が相當大きな教科書企画をするような場合には、十分融資し得るような処置を、積極的に文部省として講ぜられる意思がありますか。

○關口政府委員 御承知のように、教科書の出版の計画ができましたと、展示會を各地方に開きまして、平たく申せば、注文数を集めるわけでございます。注文数が各社ごとに各教科書ごとにまとまりまして、それに必要な紙のあつせんをいたしまして、その上でいよいよその会社の出版計画がきまるわけです。各銀行なり融資関係の方々は、その実態を見て、注文がたくさん集まつているということは、計画もよく、内容もよいのであるということでありまして、注文がたくさん集まるといふことに對しては、重んずると申しますか、尊重いたしまして、融資については、相當その点は高く評価されておるやうに伺つております。

○渡部委員 それから教科書の配給機構がどうも不十分だ、従つて学期中に届かないところもあれば、非常にふぞろいの形で届くところもあるもので、これは急速にかえなくちやいかぬ、再編成をせなければならぬということを、この前小林委員から強調されておりますが、そういう点について、われわれの方にも非常に多くのそういう状況を伝える資料が入つております。従つてこれについての処置が、現在急速にどういう形でとられておるか、この点をお伺いいたします。

○關口政府委員 その点につきましては、前回の本委員会でも、政府委員から、現状の制度等については御説明申し上げましたので、あるいは重複するかと思ひますが、いろいろと地方の末端において不十分なことがある、注文してもなか／＼届かない。それだからほかの人に扱つてもらうに頼むと、ほかの人の扱ひを早く受入れない。あるいは本社へ直接に注文を出すと、売りさばきの方でとつてくれというやうなことが起る。いろいろなお話を伺ひまして、私どもの方でも、そういう点については取調もいたしましたし、またおもしろからぬ結果が起つたということに對しては、それ／＼の配給機構の中心部の方へあてまして、円滑な配給ができるやうに注意をいたした例もございします。しかし、これはお説のやうに、なか／＼末端のことになりますと、中央の私どもの目の届かぬところがあると思ひますので、その点は恐縮しておりますが、なおよく事情を調べまして善処いたしたいと思つております。本質的には、このことについて何か大きな根本的な対策を立てたらどう

なないので、教科書のように一時に莫大な資金を要するような仕事の場合には、中小出版社は事実上不可能なもので、従つて融資が十分に行われないことになりまして、教科書の出版が大きな出版社に集中される傾向があつて、この獨占ということが、いい教科書をつくる上に、いろいろの障害をなしておるのであるから、この点は、中小出版社が相當大きな教科書企画をするような場合には、十分融資し得るような処置を、積極的に文部省として講ぜられる意思がありますか。

かという意見もございしますが、いろいろの点にむずかしい問題もございしますので、教科書に関する審議会が文部省にございます。この審議会は各地方からも委員のお集まりを願つて、いろいろ研究をいたしておるものであります。その審議会の方でもいろいろと研究を続けておになりなすので、その方が早く話が進むようにお願いしておる次第でございします。

○渡部委員 教科書の無償配給ということが、文部省で考えられておるわけですが、これと関連して将来無償配給の教科書がどん／＼ふえて行くような場合に、出版社との関係はどうなるのですか、文部省で出版するということになるわけですか。

○辻田政府委員 ただ児童の立場から無償にするということではございします。で、発行関係は従来通りでございします。

○岡(延)委員長代理 ちよつと渡部君に御相談いたしましたが、あなたは無償配給の点に触れましたが、ただいまこれをやつてしまつてから、すぐ無償配付の法律案が上程されるのです。ですから、そのときどうですか。

○渡部委員 無償配付するようになる、つまり出版社関係がどういふ地位に置かれるのかということが、やはり現在の法案に関連して問題になるのではないかと思ひます。つまり出版社が検定されたものを出版する、それを文部省ではどういふ形で買上げて配付するのか、この点はどういふことになるのですか。

○辻田政府委員 発行会社の方から発行しました教科書を、地方で採扱いたしまして、市町村において経費を負担

して、発行会社から市町村が買うわけですか。それを市町村が児童に対して無償で給与するということになりますので、今まで児童の父兄が買つておつたのを、市町村が買うということになるわけですか。

○渡部委員 そうすると、国庫負担という点から言つて、どうなんですか。

○辻田政府委員 それは市町村の負担が原則でございしますが、しかし自分の間国から奨励のために、市町村に対して補助をするということになるわけでありま。

○岡(延)委員長代理 ほかに質疑はございせんか。――質疑もないようでありますから、本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

これより討論に入ります。本案に対する討論を省略するに御異議ございせんか。

○渡部委員 ちよつと希望意見があるのです。保証金の率を下げるという点には賛成であります。この際やば非常に注意しておかなければならぬ問題があるのです。その点を述べておきます。われ／＼としては、現在大出版社による教科書出版の独占的な傾向が、憂慮しなければならぬ問題を含んでおるといふ点から、独占的傾向は押えなければならぬ。これを押えるために、先ほど質問しましたときに申し上げたように、中小出版社に対する融資を確保する積極的な措置を、文部省としては今後とられる必要がある。

さらに教科書配給機構を適正に再編成して、配付がふぞろいになつたり、あるいは非常に遅れたりするやうな現状を徹底的に打破しなければならぬ。そうでなかつたら、この教科書の保証金

の率を下げるとかどうとかいうやうな問題以上の、思ひべき状態が出て来る。最後に、教科書の検定制が、今日実質的には名目的な状態になつておるので、この検定制が公正にされるやうな措置を講じてこそ、教科書の質的な向上がなされるのであつて、この点は保証金の率を下げるという量的な問題に関連して、非常に重大な意味を持つていふと思ふのです。これらの点を文部省としては、緊急に措置するべきであるという強い要望をつけ加えて、本案に賛成します。

○岡(延)委員長代理 これにて討論は終局いたしました。

教科書の発行に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につき採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

(総員起立)

○岡(延)委員長代理 起立総員。よつて原案の通り可決いたしました。なお報告及び報告書の提出については、委員長に御一任を願ひます。

○岡(延)委員長代理 次に、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。これより質疑に入ります。渡部君。

○渡部委員 まずこの新しい改正された設置法案において、定員の問題はどうなるのですか。

○稲田政府委員 この法案にございします定員の総計を見ますと、前年度に比較いたしまして五百八十一名の増という計算に相なります。

○渡部委員 定員は増加される。ところが附則の方になりますと、第三条の改正規定により廃止された学校の職員

は、別に辞令を發せられないときは、昭和二十六年三月三十一日限り職員の身分を失ふことになる。これは廃止された学校にのみついて言つてわけですか、あるいは学校の構成ですか。そういうものが改組された場合に、たとえば学校が改編される、そういう場合のことにも準用されるわけですか。

○稲田政府委員 これは第三条に掲げております専門学校、師範学校及び青年師範学校だけについての規定でございします。

○渡部委員 そうすると、それらの学校については、この辞令を發せられない場合には、教職員たちに何らの相談もなく、一方的に解職されるというやうな結果になるわけですか。

○稲田政府委員 ここに立ち至りますまでに、あるいは新しい大学の学部を編入いたしますとか、あるいは他に転任するとか、そういう点につきまします。もちろん大学管理当局と本人の方との間に、いろいろ話があろうと思ひます。そして究極のところ、この学校廃止の時期に立ち至つた場合に、辞令を發せられずしてその職を去る、こういうやうな形になるわけですか。

○渡部委員 そういふことになると、いろいろの障害が起きる可能性があると思ひます。現に、新制大学が成立する場合に、何らの理由もなしに――おそれなくそれは政治的な理由であつたかもしれないが、そこそこ、教授たちが辞令を發せられ、しかもこれは何の特別の相談もなしに辞令を發せられないうやうなことが、たとえば水戸にも起きておるし、神戸大学にも起きておるわけですか。こういうやうなことが、この附則を特別につけること

によつて、積極的に当局の処置が保証されるという結果になる筈があるやうに考へますが、その点はどういふやうにお考へになりますか。

○稲田政府委員 ただいま御懸念の点につきましましては、文部大臣もこの委員会におきまして、所信を述べております。各学長その他学校当局においても、そうした精神でおられますので、御心配のやうな理由によつて、この際罷免せられるやうなことは、あり得ないことだと考へます。

○渡部委員 しかし、現にこういう附則がないときでさえも、今例をあげましたやうな、あるいは全国から例をあげれば、非常に多い形で、われ／＼が危惧するやうなことが、言いかえれば教授に対する不当の解職ないし転職というやうなことが行われておるわけでありま。そういう場合に、この附則を設けられることになると、学校当局なりの処置が法令的にかえつて保証されるという結果、ます／＼そういう事態が多くなる可能性がある、従つて紛糾を増す可能性がある、これは非常に問題となる附則だろつと思ふのです。単に政治的な問題だけではないに、からだ弱くて、学校の授業を完全に行ふことができないというやうな事情の方なり、あるいは学校当局との関係において、他の理由からぐあいが悪いというやうな人たちが、学校当局との間から、あるいは文部省とのいろいろないきさつから、学校が改組される場合に、あるいは編成がえされる場合に、同様の結果を来す可能性が多らぬのか、なぜ「辞令を發せられないうときは」というやうなことを、特別

に強調しておかなければならぬのか、その理由を伺いたい。

○稲田政府委員 御疑念の点につきましては、先ほど申し上げた通りでございますが、法的に何ゆえにこういう附則を設けたかという点の御質問に對してでございますが、御承知のように、国家公務員法第七十八條第四号の規定がございます。こうした役所が廃止されるとき、あるいはそのほか定員の減少したような場合に、公務員がその意に反して免職せられるという一般的な規定があるわけでありまして、しかしながら、こうした機構が廃止せられる場合にも、いろいろあるわけがございます。たとえ同じような性質のものがあるとしても、商工省がなくなりまして通産省ができるというような場合がござります。また今回のような程度の運つた学校が、一つは廃止になる、一つは創設せられるというような場合もござります。同じような性質の官庁がござります場合に、一般の例といたしましては、従前の官庁に奉職した者は、命令を免ぜずして新しい役所の官職につくのだという規定を設ける例がござります。これと同時に、そうでない場合におきましては、その旨を法律で明らかにいたしまして、行政事務取扱の誤りを避けまるとか、煩瑣な手続を避けるというのが常例でございます。一般の国家公務員法に對しまして、こうした役所ができるとか、なくなるかというような場合には、その意義を明らかにいたしますのが、法的に必要であり、妥当だと考えて、この附則を設けた次第であります。

○渡部委員 こういふ附則がある結果、意思に反して辭職をしなければならぬような場合とか、あるいは多くの者の中で不公平な処置を受けるような場合に、その公平を期するというための処置がとられ得るのかどうか。そういう点は、考えられておりますか。

○稲田政府委員 先ほど申し上げましたように、この附則の結果職を失うわけではございませんで、この附則は、職を失う場合に、手続その他の煩瑣あるいは疑問を避けまする意味において起しました規定であつて、つまり第三案の改正規定によつて、学校そのものがなくなつたというところに原因をいたしまして職を失うわけでありまして、その場合におきましては、先ほど申し上げましたように、そこに立ち至るまでにいろいろ配慮もござりますが、またいよいよ究極において、学校がなくなつて職を失うという場合には、これは救済しようにも、いかようにも救済できない。申し上げるまでもなく、かりにこれを元の学校につけようとしたとしても、学校がないことではあります。あるいは事前審査、事後審査等を行ひましても、いかようにも処置のできない場合でござりますので、学校が廃止になればただちに身分を失う、こういう規定を設けたわけでございます。このために人事の方針が左右せられるというところは、あり得ないことだと考えております。前提としての第三案の改正それ自身において、人事の原因为発生する、こういうふうに私もは考える次第であります。

○渡部委員 これを設けたために、人事が不公平な形で左右されるという結果は来さないとおつしやつたが、しかしながら、人事が不公平に左右されるような条件のもとでこういう附則がござりますと、この附則のために、不正な人事の処理が妥當にされてしまうようなことになつて、實際問題としては、この附則が、あなたのおつしやつたようなものとは別な意義を持つて来る、現実的な意義を實際において持つて来る。つまり不公平な処置を受けた人たちが、何らの通告も受けないで辭職せしめられたような人たちが、抗議をするような場合においては、この附則によつてそれが押えられ、学校当局、あるいは文部当局としては、附則をたてこれを合理化するといふことができるといふ結果があり得るわけなんです。そうなつて来ると、この附則を設けられたことが、結局そういうことを助長し、あるいは不公平な処置を受けた人たちに對しては、非常に不利な結果を来すといふことは、よくつてはなくて、現実的にはあり得ると思ふので、その点はどうか。

○稲田政府委員 とまかくここで旧制学校がなくなつてしまふといふのでござりますから、旧制学校の従来の職員であつた方で、新制大学の職員としての資格を欠くとか、あるいはまた教授採用の場合に、その選に漏れたといふような方々は、あるいは他の公立学校その他に転換せられるものでなければ、いよいよ最後に学校がなくなる場合にその職を失うわけでありまして、この職を失われる方々に対する退職金等につきましては、従来の行政整理の例によつて、十分なことをいたしたい。目下その点につきましては、いろいろ關係者とも協議中でございます。それからまた、従来の学校におられた方が、新制大学に転換する場合の人事でござりますが、資格につきましては、大学設置審議会におきまして、専門の委員の方々によつて、公正にその資格を審査願う。またそれが新しい大学の学部採用せられる場合は、これはいふゆる大学の自治であつて、大学の管理機關がその見るところによつて御採用になるわけでありまして、実際の例をいたしましては、各大学とも、それぞれ人事に關します委員会とか、その他新制大学等におきましては、いろいろ民主的な機構を設けられまして、御選考についてのいろいろ資料を集めて、そうして法的手続で発令されてゐる状態でございます。それらの点から見ますれば、新制大学への転換といふような点につきましては、民主的に公平に公正に行われておる、こういうふうにも信じておるわけでございます。また旧制学校に残りそうな方々につきましては、大学当局においても、いろいろ従来から就職の心配、ごあつせんがござります。また文部省に對しましては、そうした点についてごあつせんを依頼せられる向きにつきましては、われ／＼といたしまして、極力お慰ししておる、こういうような次第でございまして、この際転換において不当な取扱ひを受けるような人はいない、この点につきましては、学校がこの三月に廃止になる見込みは、前から明らかでありますので、それぞれの大学におきましても、十分努力して来られたことと考えております。

○渡部委員 学校が廃止された場合に、職を失う者が出て来るということからは、實際的な問題としてはもちろん丁解ができるわけでありまして、しかしながら、そうだとすれば、必ずしもこういう附則を設ける必要はないのであつて、附則がつくために、私が先ほど懸念したような問題が起きているわけであつた。あなたは、人事処理が公正に行われておるといふことを信じておると言われる。あなたが信じておるかどうかは別問題として、現に、たとえば水戸の大学で問題が起きましたが、あの場合には、公開審理において、学校当局においてさえも、その処置が公正であることについては、確信は持つていないといふことが、はつきりしてゐるわけなんです。所々方々にこういう問題が頻発しております。この場合に、文部当局が公正に行われておると信じておるといふと、思想的な問題とか、いろいろな關係から、必ずしも学校当局でさえ自信のないようなことをやらざるを得ないといふところに、学校当局自身が追ひ込まれておるといふ事情さもあるわけでありまして、こういうことがあつた場合に、こういう附則が設けられると、一層それが合理化されるという結果を来すことは、先ほどから私が述べた通りで、實際問題として学校が改廃された場合に、職を失うことがあり得るのであるから、その事實は了解されても、このようないふ附則を設けなければならぬという理由が了解できないわけなんです。その点について、どうして附則を設けなければならぬという理由があるのかどうか。

○稲田政府委員 先ほど申し上げましたように、この場合に限らず、すべて廢官廢庁あるいは役所の統合とかいふような場合におきましては、それ／＼

の設置法におきまして、従前の官職についておつた者と、新しい官職を構成すべき職員との関係につきまして規定いたしますのが、常例でございます。そのまゝ引継ぐ場合には、引継ぐと書きますし、あるいは行政職員定員法のように、定員減少の場合には、その場合の規定を置く、こうした法律の普通取扱ひをする手続を、ここに明らかにいたしましたのであります。別に異とすべき附則ではないと考えます。

○渡部委員 そうすると、この附則は、この設置法全般に關連する附則であるから、定員が前年より五百八十一人増加するという場合には、改廃によつて現実には失職者がないというところが、可能であるというふうに考えられますか。

○稲田政府委員 それは単に量の問題ばかりではございませんので、定員を構成すべき質の問題であらうと思ひます。全般に二千何百人と申しまして、そのうちには教授もございまして、あるいはまた事務職員もございまして、また教授におきまして、専門学校の資格の教授もございまして、あるいはまた大学程度の資格の教授もございまして、単に数が合ひ、あるいは数が増加いたしますと申しまして、その間数が合うからといつて、失職がないというふうなものではないと思ひます。

○渡部委員 現在各学校やいろいろの方面の意向が反映して来ておりますが、それによりまして、附則が一番問題にされておるわけです。附則によつて、私が申し上げたような懸念が非常にあり得るということを、学校に職を置いてゐる人たちが、現実には痛感して

いるわけなんです。こういうことを痛感せしめるということとは、形式的だとおつしやる附則が問題ではなくて、今日学校当局及び文部当局において行われている人事というものの對する懸念と不信というものがあつたからだと思うのですが、ともかくも、それだからこそ、こういう附則に對してさえ、反對が集中して来てゐるわけなんです。それが集中すれば、こういう附則を設けられるために、そういう懸念をなくするやうな別個の附則を設ける必要があるのではないかというふうに考えられますが、この点はどうか。

○稲田政府委員 お話のように、附則を設けられたがために、そうした誤解が生ずるのではないかと考えております。そうした疑念につきましては、從來繰返し、文部大臣もいろいろの機会におきまして、方針を述べておりますし、かつ校長も、それらの大学において所信を表明しておられることであつて、もう誤解もないと思ひますけれども、そうした点につきましては、こうした文部当局、学校当局の從來の声明を信頼していただくほかに問題じやないかと思つております。附則の書き方につきましては、一般のこうした廃官、廃庁の例によりまして書いたわけでありまして、法的技術といったしましては、こう書くよりしかたがない問題じやないかと考えております。

○渡部委員 しかし問題は、文部当局及び学校当局が、いろいろの聲明をもつてやつておられますが、その聲明が形式的なものであつて、實質的には逆に行われておるといふ例は、無数にあるわけなんです。むしろ私は、文部当局が、非常に一般的な抽象的な言葉で、

公正とか適正とかいうことを述べられても、こういう附則があるがために、實際文部省や学校当局が行つておる人事上の不公正というやうなことが、不当な処置というやうなことが、合理化される憂ひが十分あると思つております。私は法的な技術の上から、それを防ぐやうなものを設け得るだろうと思ひます。設け得るが、設け得ないかといふことは、單なる法律家の技術的な問題じやなくて、文部当局の考え方によつて、この委員会の方針にもよるわけだと思ひます。私は技術的な問題ではなくて、この問題が重大な政策とさえ關連し得るものだといふ点を危惧しておるわけで、これ以上この点についての質問をしても、單なる討論になりますから、私は了解できないままです。この点についての質問を打ち切ります。

○岡(延)委員長代理 次に日程を追加し、昭和二十六年度に入學する児童に對する教科用圖書の給与に關する法律案及び文化功勞者年金法案の二案を一括して議題とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○岡(延)委員長代理 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

これより昭和二十六年度に入學する児童に對する教科用圖書の給与に關する法律案及び文化功勞者年金法案の二案を一括議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。
なお法案は、本日付託になつたものであります。文化功勞者年金法案は、予備審査のために付託になつた法案であります。

案であります。

○渡部委員 議事進行について——法案だけがどん／＼出て来ますけれども、今まで非常に重要な法案が、大分かかつてお入りなさい、少しも内容の質にさへ入つていないものが非常に多いわけなんです。私は非常に重要な法案が、参議院では相当進行しておるにかかわらず、予備審査さえもなされていらないというやうな現状を見て、やはりこれは理事会なりにおいて急速に順序を立てて、大体どれとどれはどれくらゐの期間に上げなければならぬ必要があるというやうな点を明確にされて、それについての質疑の時間を十分に与えられるやうに、配慮されることを希望しておきます。

○岡(延)委員長代理 同感であります。御趣旨に沿うやうにできるだけ努力いたします。

水谷政府委員。

昭和二十六年度に入學する児童に對する教科用圖書の給与に關する法律案
昭和二十六年度に入學する児童に對する教科用圖書の給与に關する法律

(この法律の目的)
第一条 この法律は、義務教育の無償の理想のより広範な實現への試みとして、地方公共団体に対して、昭和二十六年に公立学校に入學する児童の教科用圖書の給与を奨励することを目的とする。

(教科用圖書の給与に對する国の補助)
第二条 国は、前条の目的に資するため、市町村(市町村の組合を含む。

以下同じ)が、昭和二十六年にその設置する小学校の第一学年に入學する児童(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百四条第一項の規定により当該市町村が国、都道府県又は学校法人に教育を委託した児童を含む、学年の中途において他の学校から転學した児童を除く)に對して、その第一学年の課程において使用する政令で定める国語及び算数の教科用圖書を給与する場合には、予算の範囲内において、その給与に要する経費の二分の一を補助するものとする。

2 国は、前条の目的に資するため、都道府県が、昭和二十六年にその設置する高等学校及びろう学校(学年の第一学年に入學する児童(学年の中途において他の学校から転學した児童を除く)に對して、その第一学年の課程において使用する政令で定める国語、算数その他の教科用圖書を給与する場合には、予算の範囲内において、その給与に要する経費の二分の一を補助するものとする。

3 前二項の規定による国の補助金の交付の手続については、政令で定める。

(都の特例)
第三条 前条第一項の規定の適用については、特別区の設置する小学校は、都の設置する小学校とみなし、当該小学校に關しては、都は、市町村とみなす。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

文化功労者年金法案
文化功労者年金法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学術、芸術その他の文化の発達に關し特に功績顯著な者(以下「文化功労者」という。)に年金を支給し、これを顕彰することを目的とする。

(文化功労者選考審査会)

第二条 文部省に文化功労者選考審査会を置く。

2 文化功労者選考審査会は、文部大臣の諮問に應じ、文化功労者の候補者の選考に關する事項を調査審議する。

(委員)

第三条 文化功労者選考審査会は、十人の委員をもつて組織する。

2 委員は、学術、芸術その他文化に關し高い識見を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができ、る。

(会長及び副会長)

第五条 文化功労者選考審査会に会長、副会長各一人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、文化功労者選考審査会の会務を總理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

4 会長及び副会長の任期は、一年

とする。但し、会長又は副会長が欠けた場合の後任の会長又は副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

5 会長及び副会長は、再任されることができ、る。

(組織及び運営の細目)

第六条 前四条に定めるもののほか、文化功労者選考審査会の組織及び運営の細目については、政令で定める。

(文化功労者の決定)

第七条 文化功労者は、文化功労者選考審査会が選考した者のうちから、文部大臣が決定する。

(年金)

第八条 文化功労者には、終身、年金五十万円を支給する。

2 前項の規定による年金の支給方法については、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 文化功労者選考審査会の最初の任命に係る委員のうち半数の者の任期は、第四条第一項の規定にかかわらず、一年とする。

3 前項の規定により任期を一年とする委員は、くじで定める。

4 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項第一号を同項第一の二とし、同号の前に次の一号を加える。
一 文化功労者年金法(昭和二十六年法律第 号)に基き文化功労者の選考その他文部省に属せしめられた事務を処理すること。

第二十四条第一項中

「種類」を「種類的」に改める。

種類	種類的
文化功労者選考審査会	文部大臣の諮問に應じて文化功労者の候補者の選考に關する事項を調査審議すること。

○水谷政府委員

今回政府より提出いたしました昭和二十六年度に入學する児童に対する教科用圖書の給与に關する法律案について、御説明いたします。

申し上げるまでもなく、義務教育はわが國の教育の根幹であり、わが國の将来は、その振興のいかににかかつていると申しても過言ではないと思ひます。この義務教育の重要性を認識して、われわれは新憲法のもとに、多大の困難を冒して義務教育の年限を延長したのでありますが、同時に、憲法第二十六条第二項におきましては、この義務教育が國民の負担なしに行われるように、義務教育は無償とするという理想が明らかにされてゐるのであります。この義務教育の無償というところは、國民がその子弟に義務教育を受けさせる場合に、特にそのことによつて國民に負担をかけないことを理想としてゐるのでありますから、われわれは、常にはこの理想のよりいたしまして、常にこの理想のより広範囲な実現に努めるべき責務を負つてゐるわけであり、現在御承知のように、国立及び公立学校の義務教育につきましては、授業料を徴収しないことになつてゐるのであります。が、義務教育の無償は、これを越え、さら

に拡大されなければならないことは、言うまでもありません。この意味で、明年度におきましては、義務教育の無償の範囲を拡大する一つの試みとして、市町村立の小学校並びに都道府県立の盲学校及びろう学校の、小学部に新たに入學いたします児童に對しまして、國語、算数等の教科用圖書を給与することを奨励することにいたしましたわけであり、また教科用圖書は、新しい教育の観点からいたしまして、最も重要な教材であります。特に経済的に恵まれていない日本の児童にとりましては、これがほとんど唯一の圖書となつてゐる場合も少なくないのであります。従つて、教科用圖書を児童に給与することによりまして、児童が國及び地方公共団体の一員として、その援助のもとに教育を受けているという意識を明確にいたしますことは、公共心の涵養という見地からいたしまして、きわめて有意義なことと考えるのであります。以上が、この法律案を提出いたしました理由でございます。

次に、この法律案の骨子について御説明いたします。

第一に、國は、市町村が昭和二十六年に市町村立の小学校に入學いたします児童に對して、國語及び算数の教科用圖書を給与いたしますときは、予算の範囲内におきまして、その給与に要する経費の二分の一を補助することにいたしております。

第二に、國は、都道府県が昭和二十六年に都道府県立の盲学校及びろう学校の小学部に入學する児童に對して、國語、算数その他の教科用圖書を給与いたしますときは、予算の範囲内

におきまして、その給与に要する経費の二分の一を補助することにいたしております。

以上、この法律案の提案理由及びその骨子について概要を御説明いたしました。昭和二十七年以降のことにつきましては、関係各庁の職員及び学識経験者をもつて組織する審議会において、義務教育振興の見地から、この制度の実施の結果を検討し、その改善の方策について研究したいと考へております。

何とぞこの法律案の必要性を認められ、十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○辻田政府委員 昭和二十六年に入學する児童に對する教科用圖書の給与に關する法律案につきまして、条文を追つて御説明申し上げます。

義務教育の無償につきましては、憲法第二十六条第二項に規定されてゐるところでございますが、二回にわたつて來朝し、わが國の教育について有意義な報告をされました米國教育使節團も、再度義務教育の無償の範囲の拡大を勧告いたしております。そこでわれわれといたしましては、かねてからその範囲の拡大について、研究して参つたのであります。このたび児童の公共心の涵養という点を考慮いたしまして、國が地方公共団体に對して、昭和二十六年に市町村立の小学校並びに都道府県立の盲学校及びろう学校に入學する児童の教科用圖書の給与を奨励するといふ方法により、義務教育の無償の理想の、より広範な実現を試みたのであります。

まず第一は、教科用圖書の給与の奨励が、昭和二十六年度における義務

教育無償の理想の、より広範な実現の試みであることを明らかにしております。昭和二十七年以降のことにつきましては、何ら規定はございませんが、政府においてこの制度の実施の結果を検討し、その改善の方策その他の必要な措置について、十分研究いたしたいと考えております。

第二條第一項におきましては、国は、市町村が市町村立の小学校の第一学年に入学者児童に対して教科用図書と給与する場合には、予算の範囲内においてその給与に要する経費の二分の一を補助することを規定してあります。この場合において、この児童のうちには、いわゆる委託児童を含むことは当然であります。学年の中途において入学する児童は含まないことにしてございまして、その理由は、すでにこれらの児童が他の学校で教科用図書の給与を受けたものであること、及び転学の多い都市において財政負担が大きくなることとが予想されるからであります。

次に、児童に対して給与する教科用図書の種類は、国語及び算教に限るわけでありまして、この教科用図書が、検定または国定教科書であること、及び教育委員会が昭和二十六年度に小学校の第一学年の課程におきまして使用する教科用図書として採択したものでなければならぬというものを、政令で定めたいと考えております。

第二條第二項におきましては、国は、都道府県が、都道府県立の盲学校及びろう学校の小学部の第一学年に入学者児童に対して、教科用図書を給与する場合に、予算の範囲内において、その給与に要する経費の二分の一

を補助することを規定してあります。この場合において、児童のうちには、学年の中途において転学した児童を含まないことを規定してございまして、これは小学校との均衡上規定を設けたにすぎず、事実上該当者はほとんど予想されておられません。

次に、教科用図書は、現在盲学校につきましましては、国語、算教のほか音楽、またろう学校につきましましては理科を加える予定であります。身体に故障があり、また多くは貧困家庭の子でありますので、さらに予算の範囲内で、児童の学習能力を助長するために適当な教科用図書があれば、これを教育委員会が加えることができるように、政令で定めたいと考えております。

なお、補助金の額は約一億四千万円でありまして、残りの二分の一は、全国的にこれが実施されることになりまして、地方財政平衡交付金法に基く教育費の基準財政需要額のうちに入算するように、交渉したいと考えております。

第二條第三項は、補助金の交付の手續について政令に譲つてあります。政令では、都道府県の教育委員会が、その都道府県の区域内にある市町村に対して交付すべき補助金の算定及び交付に關する事務を取扱うことと、補助金を四月において概算で八割程度を交付するとかいうことを定めたいと考えております。

最後に、第三條におきましては、都道府県、地方税法及び地方財政平衡交付金法におきまして特例が設けられているのに対応して、特例を設けてあります。すなわち、特別区のある地域に

つきましては、都が教科用図書の給与について責任を負うわけでありまして、以上がこの法律案の要旨であります。

○水谷政府委員 今回政府から提出いたしました文化功労者年金法案について御説明申し上げます。

わが国は、戦後以来、文化国家として着々その歩を進めて参つたのであります。日本が真に文化国家として世界の諸国に伍して行くにあたりましては、国民の全部が文化国家であるという自覚を持つて進むことが必要でありまして、政府といたしまして、種々の方策を講じているのであります。その一つとして、文化の発達に關し、功績顯著な者に対して、これを顕彰する方途を講ずることも、きわめて重要な意義を有すると信ずるものであります。現在の制度としては文化勲章の制度が存在するのであります。これは精神的な優遇ともいえるものであります。文化の功労者に対して、何らか物質的な優遇方法を講ぜられたいとの要望はきわめて多いのであります。

一時金的な性質を有するものとして、日本学士院恩賜賞、学士院賞等のごときものが、學術に対する顯著な貢献を奨励するものとして交付する金品の制度であるのであります。これらは主として特殊の限られた研究を表彰するにとどまり、本法案のごとき、政府として広く文化の発達に關し、特に功績顯著な者を表彰する制度ではないのであります。ここにおいて學術、芸術その他の文化の発達に關し、特に功績顯著な者を文化功労者として、これに對して年金を支給し、顕彰する制度を確立するために、本法案を提出することと

いたしました次第であります。

次に、この法案の骨子について申し上げます。第一に、本法案は、天皇の榮典大権に基く文化勲章制度とは別個の、またたく新しい制度であるということでありまして、すなわち學術、芸術その他の文化の発達に關し、特に功績顯著な者を、文化功労者としてこれに年金を支給し、顕彰する制度の確立にあるのであります。

第二に、文化功労者に終身支給する年金の額は、五十万円であります。

第三に、文化功労者は、文部省に置かれる文化功労者審査会が選考することになつております。

第四に、文化功労者審査会の組織及び運営の細目並びに年金の支給方法につきましては、政令で定めることにしてあります。

以上、本法案の提案理由とその内容の骨子について御説明いたしました。これが成立いたしますことは、文化国家としてまことに望ましいこととあります。何とぞこの法律案の必要性を認められまして、慎重に御審議のほどお願いいたします。

○岡(延)委員長代理 次に、本法案に對して政府委員より補足説明を聴取いたします。相良政府委員。

○相良政府委員 文化功労者年金法案について、ただいまいたしました提案理由の説明を補足いたしたいと存じます。

第一には、この法律は、學術、芸術その他の文化の発達に關し、特に功績顯著な者を、文化功労者としてこれに年金を支給し、顕彰することを目的としておりまして、天皇の榮典大権に基く

文化勲章制度とは別個の、新しい制度の確立にあるのであります。文化国家として再建途上にある日本において、かかる制度を設けますことは、まことに意義深いことと存じます。しかし文化功労者となるには、學術、芸術その他の文化の発達に關し、特に功績顯著な者でなければならぬのであります。文化勲章受賞者が、有力な候補者となることは言うまでもありませんが、必ずしも文化勲章受賞者と一致するものではありません。

第二に、文化功労者の決定権者は、文部大臣であります。文部大臣の諮問機關として文部省に置かれる文化功労者審査会が選考した者のうちから、決定することになつております。

第三には、文化功労者に終身支給する年金の額は、所得税込み五十万円でございます。

第四には、文化功労者審査会は、十人の委員をもつて構成され、その委員は、學術、芸術その他の文化に關し、高い識見を有する者のうちから、文部大臣が任命することになつております。委員の任期は二年といたしまして、その半数を一年で交代させることにいたしました。この選考は、毎年行ふこととなります。委員の任期を一年とするのは、選考の方針が断絶的になるおそれがありますので、二年を適當と認めた次第であります。文化功労者審査会には会長、副会長を置くこととし、その職務内容、任期等を明瞭にしてあります。文化功労者審査会の組織及び運営の細目につきましては、本法に定めたもののほかは、政令に譲つてあります。

第五に、年金の支給方法につきまし

ては、政令で定めることにしてござい
ます。

第六に、附則において文部省設置法
の一部を、次の二点において改正いた
しております。すなわち第七條第二項
第一号として「本法に基き文化功勞者
の選考その他文部省に属せしめられた
事務を処理すること」を加えて、本法
の所管が文部省であることを明確にし
たこと。第二には、第二十四條第一項
審議會の欄の冒頭に、本法による文化
功勞者選考審査会を加えたことござ
います。

以上が、本法案の要旨でございま
す。

○小林(信)委員 実は今教科書の提案
もあつたのですが、さらに本日の會議
で教科書発行に關して發行所の保証金
の問題が可決されたのであります。こ
れが、これらと一貫して私重大に考え
ますことは、最近の用紙の情勢なん
です。大体承るところによると、教科書
の用紙は、何か内閣の方では、統制か
らはずしてしまふというふうなお話を
聞いているのですが、こういう根本的
な問題をわれ／＼が等閑視して、教科
書の問題あるいは保証金の問題等を審
議することは、私どもは矛盾と考える
のです。この点に對して、きようでき
れば文部大臣にお伺いしたいのです
が、次官が何かその点についてお聞き
のことがありましたら、お話を承りた
いのです。もしそういう事象があると
すれば、こういうことを眞剣に取上げ
て、われ／＼委員の責任として——お
そらく各党ともこの問題は眞剣に考え
ていただけたらと思ひますから、その意
味でお話を聞きたいと思ひます。

○水谷政府委員 お話の教科書用の紙

のことではありますが、この点について
は、文部省といたしましては、これを
確保したいと考えておりますが、
目下交渉中でありますので、はつきり
したことは申し上げられません。

○小林(信)委員 確保するということ
は、結局統制を解除しないという方向
に對して、努力しておるといふことで
すか。

○水谷政府委員 教科書用の紙につい
ては、特に確保したいという考えで交
渉をしております。

○小林(信)委員 この問題は、直接大
臣からお伺いしたいのですが、大臣は
御病氣のようです。承るところによ
りますと、二十日ごろ実施の段取りであ
るやうに伺つておりました、なるべく
早い機会に大臣から直接承りたいので
すが、もし事情やむを得れば、具体
的に文部省としてはこれに對してどう
考慮しておるか、こういう場合になつ
たときは、どう処置するといふやうな
ところまで、お話を承りたいのです
が、その機会をすみやかにつくつてい
ただきたいといふことをお願ひして、私
の質問は終ります。

○水谷政府委員 次の文部委員會のと
きに、管理局長から経過について詳し
く御報告申し上げさせたいと思ひま
す。

○岡(延)委員長代理 本日はこれにて
散會いたします。

午後零時八分散會

〔参照〕

教科書の発行に關する臨時措置法の
一部を改正する法律案(佐藤重遠君
外十四名提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年三月二十二日印刷

昭和二十六年三月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者、印刷所